



～私たちの心を荒廃させる不法投棄は許さない～
「美しい日本」をめざそう

不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄は他人事ではすまされません

やっても やらせても罪になります

不法投棄を行うと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。

不法投棄の未遂行為も同様に処罰の対象となります。

【処罰の対象】

- ①投棄禁止違反 ②投棄禁止違反未遂 ③無許可営業
 ④無許可業者への委託 ⑤措置命令違反

不法焼却を行った場合も、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこの両方に処せられます。不法焼却の未遂行為も同様に処罰の対象となります。



不法焼却

【趣 旨】

美しい日本を子供たちに伝えるため、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設け、全国の都市で一斉に行動を起こし、もって不法投棄を根絶するための市民運動への発展を期する。

【実施期間】 6月24日(土)～6月30日(金)

【事業内容】

- ・不法投棄監視パトロールの強化
- ・不法投棄防止の街頭啓発および巡回啓発
- ・「不法投棄禁止警告」看板設置
- ・広報、新聞、ケーブルテレビなどによる広報活動など



【問い合わせ】
 本庁環境政策課
 ☎22・9637

ごみ収集時に火災が発生しています。



最近、金属類などのごみ収集車や処理工場内で、発火する事例がありました。

これは、スプレー缶やカセットボンベ内のガス、ストーブやファンヒーター内の灯油が抜けきらず、収集車への積み込み時や処理作業時の摩擦によって発火するといったものです。



スプレー缶やカセットボンベは完全に使い切った後、必ず風通しのよい所で穴をあけてガスを抜いてから、また、ストーブやファンヒーターは乾電池・灯油を抜いてから、上野地区では「その他不燃物」、伊賀・鳥ヶ原・阿山・大山田地区では「金属粗大ごみ」、青山地区ではスプレー缶・カセットボンベは「びん・缶類」、ストーブ・ファンヒーターは「粗大ごみ」として出してください。

今後とも、正しいごみの分別・出し方にご協力をよろしくお願いします。



ぶんぶんまる
分分丸 参上

こんにちは分分丸です。
 今回は紙・布類の資源となるごみについて修行してきたんだ。
 新聞や雑誌、段ボール、紙パック、チラシなどの**紙類**は、紙の回収業者から紙を作る会社に送られて、再び新聞紙や事務再生用紙やトイレットペーパーに生まれ変わって私たちのところへやってくるんだ。
 次は衣類や毛布などの**布類**だけど、これは回収業者から繊維問屋に送られて業者などに販売されているんだ。特に**衣類**は海外へ輸出されたり、災害時などに利用されたりしているんだね。
 ふむ、よく修行したな分分丸。
 お、お師匠さま!!
 そうじゃ、わしらにとっていらなくなつたものもこうして新しく商品として生まれ変わったり、再利用されたりするのじゃな。
紙類の出し方は片手で持てる重さをひもで十字に縛り、収集日の決められた時筒までに出す。**布類**は指定のごみ袋に入れるけど、**衣類**はポタンやファスナーをはずさずに出すんだね。
 そうじゃな、毛布など大きくてごみ袋に入らないときはひもで縛って出しても大丈夫じゃ。それから汚れたものは金属をはずして「可燃ごみ」へ出すのじゃよ。
 はい、お師匠さま。
 限りある資源です。資源の再利用、リサイクルのためにも資源ごみの分別にご協力をお願いします。